

専用部分

評価項目		良い	普通	悪い
住戸の玄関扉	住戸の玄関は、防犯性の高い錠と補助錠が二重に設置され、ピッキングに強い構造となっている。住戸扉はバール破り等に強い素材で、デルドボルト(かんぬき)が外部から見えない構造となっている。			
	住戸の玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等が設置されているとともに、錠の機能を補完するドアチェーンまたはドアガードが設置されている。			
	玄関の近くに鍵を隠していない。(家族全員が各々鍵を携行する。)			
	転入した場合は、カギを交換している。			
インターホン	住戸内には、住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホンが設置されている。			
	インターホンは、住戸内と共用玄関の外側との間で通話が可能な機能及び共用玄関扉の錠を住戸内から開錠する機能を有している。			
	管理人室を有する場合は、住戸内と管理人室との間で通話が可能な機能を有している。			
	共用玄関に設置された専用カメラの映像を写すモニター機能を有している。			
住戸の窓	共用廊下に面する住戸の窓(侵入のおそれのない小窓を除く)および接地階の住戸の窓のうちバルコニー等に面するもの以外は、防犯性の高いのサッシ及びガラス(防犯建物部品 等のウィンドウフィルムを貼付したものを含む)、格子その他の建具が設置されている。			
	バルコニー等に面する住戸の窓のうち侵入が想定される階に存するものは、避難計画に支障のない範囲において、防犯建物部品 等のサッシ及びガラス(防犯建物部品 等のウィンドウフィルムを貼付したものを含む)、その他の建具が設置されている。			

評価項目		良い	普通	悪い
バルコニー	住戸のバルコニーは、縦樋(たてどい)、階段の手摺等を利用した侵入が困難な位置に配置されている。塀や柵等の附属物や配管を足場の上階のベランダや窓に登れる構造になっていない。(忍返しや鼠返しが設置されている)			
	やむを得ず縦樋または階段の手摺等が近接する場合は、格子の設置等侵入防止に有効な措置が講じられている。			
	専用庭を配置する場合は、その周囲に設置する柵または垣が、侵入の防止に有効な構造になっている。			
	プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路等、共用廊下、居室の窓等からの見通しが確保された構造になっている。			
	接地階の住戸のバルコニーの外側等の住戸周りは、住戸のプライバシーの確保に配慮しつつ、周囲からの見通しが確保されている。			
室内	通帳、印鑑、クレジットカード、キャッシュカードや生年月日の記したものを一緒に保管していない。			
	現金・貴金属や、財布、ハンドバック、名刺入れなどを室内のすぐ目の付くところに置いておかない。			
その他	留守電のメッセージに「今留守ですので...」と入れない。			
	外出先から戻る時、部屋を暗くしていない。			
	長期で外出するときには新聞、郵便を止めておく。			
	ゴミ捨ての時や少しの外出でもカギを閉める。			

「防犯建物部品」とは、警察庁、国土交通省、経済産業省、住宅生産者団体、建物部品関連団体が中心となり「侵入手口に対し、5分以上の抵抗性能を有する」と評価された「防犯性能の高い建物部品」のことを示す。統一マークは、「防犯」=「CrimePrevention」の頭文字CとPをシンボル化している。

